

音威富士スキー場利用規約

1. 目的

音威子府村（以下「本村」という。）が運営する音威富士スキー場（以下「当スキー場」という。）におけるスキー、スノーボード及びその他の雪上スポーツや遊びに関する利用は、当規約の定めるところにより行います。当規約の内容についてご同意いただいた方のみ当スキー場をご利用いただけます。当規約に定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令に定めのない事項については「スノースポーツ安全基準」（全国スキー安全対策協議会）に準じるほか、社会通念上の良識ある行動を規範とします。

2. 行動規則

1. 他のスキー場利用者への危険行為の禁止

スキー場利用者は、他のスキー場利用者の身体や持ち物に危害を与える行為をしてはなりません。

2. 滑走時の一般的注意

常に前方をよく見て滑り、体調・技能・地形・天候・雪質・混雑等の状況に合わせて滑走スピードをコントロールし、いつでも人や物を避けられるように滑り方を選ばなければなりません。

3. 先行者への配慮

前方に他のスキー場利用者がいるときには、これに対して気を配り、危険のないよう、進路、速度を選んで滑走してください。

4. 追い越し

追い越すときは、追い越される他のスキー場利用者がどのような行動を取っても危険がないよう、十分な間隔をあけて追い越してください。

5. 周囲の確認

ゲレンデコースを滑るとき、またはゲレンデ斜面を横切る等ゲレンデ内を移動するときは、危険のないよう前、後方、左右に注意してください。

6. 流止めの装着

ゲレンデ斜面で滑走用具が流れたとき他のスキー場利用者に危険を与えるおそれがある用具を使用するときは、流止め（リーシュコード）用の装置をつけてください。

7. 標識や警告・指示の尊重

当スキー場内の標識や掲示物、放送等の警告に注意し、スキー場係員の指示に従ってください。

8. 相互扶助及び協力義務・身元確認

事故に遭遇した場合は、救急活動と通報に必要な協力をし、当事者、目撃者を問わず、身元を明らかにしなければなりません。

9. 荷物の管理

当スキー場ロッジをはじめとする施設内通路及び共有スペースに荷物を放置してはなりません。ロッジ備付のロッカーをご利用ください。

10. リフト等索道の利用

未就学児単独のリフト等の索道乗車はできません。必ず保護者又は引率者の方とご乗車ください。

3. 危険回避義務

スキー場利用者は次に掲げるスノースポーツ特有の危険事項をよくご理解の上、当規約に定める行動規則を遵守し、スキー場利用者自身の注意により事故のないようにしてください。

スキー場利用者は滑走の自己管理、他の滑走者への責任、危険を予測し回避する義務があり、次に掲げる危険事項および行動規則の無視・軽視による事故、怪我、用具の破損等について本村は一切の責任を負いません。

1. 降雪・吹雪・降雨・濃霧・落雷等天候による危険
2. 崖・斜面・凸凹・土側溝・沢等地形による危険
3. アイスバーン・新雪・クレバス・雪崩等雪質や雪面の状態による危険
4. 岩石・立木・切り株・茂み・露出した地表等自然の障害物による危険
5. リフト施設・建物・雪上車両等人工の障害物による危険
6. スピードの出し過ぎによる危険
7. 他のスキーヤーとの衝突による危険
8. 自己転倒による危険

9. 疲労・飲酒・薬の服用・体調不良等による危険
10. 不適切な用具の使用による危険
11. その他これらに類する危険

4. 禁止事項

当スキー場を利用するときは、次に掲げる事項を禁止します。

1. コース外を滑走すること。
2. 閉鎖されたゲレンデや立入禁止区域へ侵入すること。
3. 他のスキー場利用者の安全を脅かすおそれのある滑走用具や当スキー場が禁止する滑走用具を使用すること。
4. 当スキー場の許可なく未就学児単独で当スキー場ゲレンデ及び施設等を利用すること。
5. リフトの運行を妨げる行為をすること。
6. 圧雪車等の雪上車両に接近すること。
7. 当スキー場施設内及び駐車場内において騒音を生じさせる等、当スキー場近隣や他のスキー場利用者の迷惑となる行為。
8. 表示物、掲示物、標識類その他当スキー場内の施設等を毀損すること。
9. 当スキー場施設内において、通路または共有スペース等所定の場所以外に荷物等の所有物を放置する行為。
10. 空き缶、煙草の吸殻等を所定の場所以外に捨てる行為。
11. 動物や可燃物等の危険物を当スキー場施設内に持ち込むこと。
12. 当スキー場の許可なく営業、宣伝、広告、勧誘、営利を目的とする行為またはその準備を目的とした行為。宣伝、広告、勧誘については、非営利であっても禁止とする。
13. 他のスキー場利用者や自身の身体、財産を脅かすことや当スキー場の営業を妨害する行為及び信用、肖像、名誉等を毀損すること。

5. 賠償請求

本規約、その他の当スキー場が定める規則、禁止事項に違反したことにより当スキー場または他のスキー場利用者に損害を与えたときは、ただちにその賠償をしなければなりません。また、本村はかかる損害について一切の責任を負いません。本村がかかる損害について他のスキー場利用者に補償した場合、本村は違反したスキー場利用者に対して補償額全額を支払うよう請求することができるものとします。

なお、当スキー場における利用者同士又は単独でのケガ、盗難等の事故について、本村は一切の責任を負いません。

6. 不可抗力及び免責事項

天災その他の不可抗力に基づく事由、または当スキー場のリフト整備等の状況により、利用者の安全が確保されないと判断した場合には、当スキー場またはリフトの全部または一部の営業を休止させていただくことがあります。

また、次に掲げる事項に該当するリフト等索道の利用に関して生じたスキー・スノーボードや衣服その他の携行品などの滅失または毀損及び汚れ等による損害について、本村は一切の責任を負いません。

1. リフト等索道施設及び各種設備機器の潤滑油（グリス・オイル等）又は金属の錆の付着による汚れ等。
2. 気温の寒暖差及び積雪の融解をはじめとする自然現象に起因する汚れ等。
3. 鳥獣類の糞等野生動物及び自然環境により生じたもの。
4. その他索道施設の特性上事前の対策が困難であるもの。

7. 専属的合意管轄

当スキー場とスキー場利用者の中で紛争が生じた場合は、旭川地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

8. 反社会的勢力の排除

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）により指定暴力団及び指定暴力団員ならびに反社会团体及び反社会团体員等（暴力団及び過激行動団体等ならびにその構成員）の方々のご利用は、固くお断りします。

9. その他

当スキー場の利用に関して、本規約に定めのない事項または本規約に疑義が生じた場合には、スキー場利用者は当スキー場の指示に従うものとします。なお、当スキー場係員の指示に従っていただけなかった場合、その日の当スキー場の利用を中止していただきます。